

平成25年度小水力発電導入促進モデル事業費補助金
【小水力発電事業性評価調査】に係るFAQ

平成25年6月20日

<補助対象事業>

No.	Q	A
1	事業性評価調査で新規地点の発掘のための調査を行うことは可能なのか？	地点発掘のための調査は認められません。申請時点で概略の発電計画について検討されており、事業性評価を実施するに値する経済性を有している必要があります。
2	流量調査に1年間必要となるため、今年度流量調査を発注し、事業性評価を来年度実施することは可能か？	2カ年の継続事業で、最終的に事業性評価を実施して頂ければ問題ありません。但し、各年度で実績に伴った補助対象経費を支出して頂く必要があります。
3	事業性評価のために必要な調査とあるが、必要な調査の定義を教えてください。	事業性評価のために必要となる工事費算出、発電電力量算出、法規制確認等のための調査となります。
4	出力は20kW以上となっているが、例えば2kWの水車発電機を10カ所に設置し、全体で20kWとなる事業は対象となるか？	風力発電所のウィンドファームのように、1つの河川で10カ所に設置して1事業として実施する場合は補助対象になります。
5	計画地点が複数あるが、1事業者で複数地点申請しても良いか？	特に制限はありません。ただし、応募件数が多い場合は、調整させていただくこともあります。

<補助対象経費>

No.	Q	A
1	必要な調査費は1千万円を超過するため、補助金の額が500万円を超過する。その場合、1千万円までしか申請できないのか？	補助事業に要する経費を実際必要となる金額とし、補助対象経費を1千万円、補助金の額を500万円としてください。
2	流量調査を1年間実施したいが、測定終了後に一括払いすることは可能か？	来年度に一括払いとした場合、今年度分の調査費用は補助対象外になります。出来高払いとして今年度分と来年度分を支払えば問題ありません。
3	3月に実施した分は補助対象外とのことだが、3月の流量測定分は認められないということになるのか？	3月に実施した分は、今年度、来年度とも計上することができません。

<見積・契約・発注>

No.	Q	A
1	交付決定前で見積もりは有効か？	見積りの徴収のみで、発注を行っていない場合は問題ありません。入札については、交付決定後の開札であれば問題ありません。
2	入札した結果、1社しか応札しなかったが有効か？	3社以上が原則となります。3社に満たなかった場合は速やかに連絡願います。

3	同じ県内に調査を実施できる業者がないが、随意契約として問題ないか。	3社以上が原則となります。県内にこだわらず、業者を選定してください。
---	-----------------------------------	------------------------------------

＜人件費＞

No.	Q	A
1	業務日誌の印鑑は誰が押印すれば良いのか？	業務内容と従事時間を確認できる責任者が押印してください。
2	タイムカードは無いが問題はないか？	会社で定める出勤簿を用意ください。もし出勤簿もないようであれば、出勤簿の様式を定めて作成してください。
3	本事業に専従しているため、タイムカードがあれば業務日誌を作成しなくても良いのではないのか？	タイムカード(出勤簿)とは別に、必ず具体的な業務内容を記載した業務日誌を作成してください。
4	出向社員であるが、健保等級の証明が出向元からもらうことになるのか？	出向社員など、事業従事者に対し補助事業者以外から給与等が支払われている場合は、補助事業者が負担した分のみを計上してください。

＜旅費＞

No.	Q	A
1	社内規程では、交通費と合わせて日当、宿泊費を支給することになっているが、日当、宿泊費も計上して良いか？	社内規程に基づき計上して問題ありません。ただし、食事代として支給されるものは認められません。
2	出張に関して、社内規程では出張命令や出張の事前承認を得ることになっていないが問題ないか？	社内規程等で定めがない場合は、同規模の企業の運用を参考にルールを策定する等、合理的な運用を心がけてください。
3	出張報告は、必ず作成する必要があるのか？	出張に行ったエビデンスとなりますので、その都度作成し、責任者までの承認を得てください。

＜実績報告書＞

No.	Q	A
1	実績報告書には、支出のあった全ての金額が個別にわかる資料を添付する必要があるのか？	必要になります。経済産業省の補助事業事務処理マニュアルに則った資料を添付していただきます。
2	自社で調査や設計を行った場合、外注した場合と同様に成果品を添付する必要があるか？	支出に対する成果を添付していただく必要があります。